

平成 25 年 5 月 29 日

GRIPS2013

政策分析のためのミクロ経済学 I (ECO1030J)

定期試験 (時間 : 90 分)

問 1, 【需要曲線】

六本木に店を構える英国風のパブ (この店の名前を A とします) では、本場の生ビールがパイントグラスで提供されています。パイントグラスとは、ビールがちょうど 1 パイント (568 ミリリットル) 入るグラスです。

A の近所で働く安藤さんが、仕事帰りに、アイルランド産のギネスビールを飲むために、この店に初めて行こうと考えているとしましょう。彼は、今月の自分のお小遣いがあと 5 千円しかないことを思い出して、店に入る前に次のようなルールを決めました。

1 パイントあたり 1200 円を超えていたら、高すぎるので 1 杯も注文せずに帰ろう。900 円よりも高く 1200 円以下であれば 1 杯だけ飲むことにしよう。900 円以下ならば 2 杯飲んでもよい。3 杯以上は飲まない。

このことを前提として、以下の問いに答えなさい。

(1) 安藤さんの需要曲線を描きなさい。その際に、価格は連続的に変化させることができるのに対して、数量は 1 杯ずつしか選べないと考えことにします。また、グラフは、その点が含まれているのか含まれていないのかが分かるように注意して描いてください。

(2) 1 パイントあたりの価格が 800 円だったとき、安藤さんは何杯注文するでしょうか。また、そのとき安藤さんが得る消費者余剰はどのくらいの大きさでしょうか。それぞれ数字で答えなさい。

(3) 次に、これまでとは異なる状況を考えます。

安藤さんは、この店では 1 パイント単位でビールを注文しないといけないと考えて、先ほどのような消費計画を立てていました。しかし実際に店に入ってカウンター席に座ったら、この店では、パイントグラスだけでなく、ハーフパイント (284 ミリリットル) のグラスでも注文できること、またハーフパイントの場合には価格もちょうど半分だということが分かりました。

このとき安藤さんの需要曲線はどのように変化するでしょうか。図示しなさい。

その際に、縦軸は 1 パイントあたりの価格、横軸はハーフパイントが単位となっていることに注意しましょう。

また、注文が 1 パイント単位でしか行えない場合の図とどこがどのように変化したのかが分かりやすいように注意して描いてください。

問 2 【従量税】

ビールには、現在は 1 キロリットルあたり 22 万円の酒税が課されています。ビールの市場は完全競争市場の前提が満たされているとして、以下の問いに答えなさい。

(1) 消費者側に課税しても生産者側に課税しても、結果として実現する消費者余剰と生産者余剰は変わらないことを、図と言葉を用いて説明しなさい。

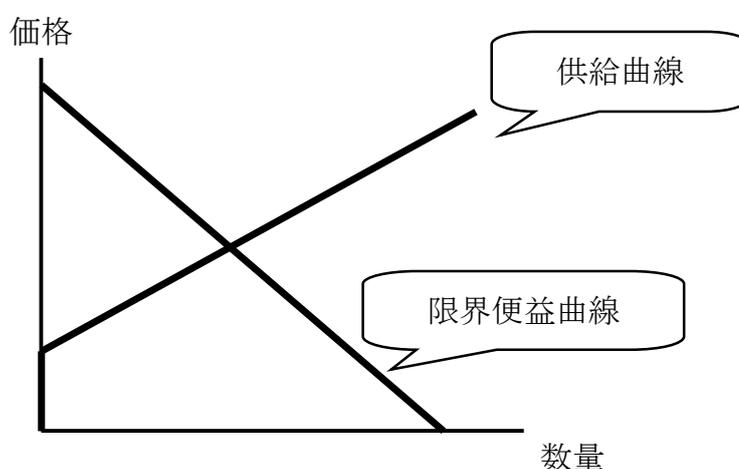
(2) 他の酒類の税金はこれまでと変わりませんが、ビールの税金のみがちょうど 2 倍の 1 キロリットルあたり 44 万円になったとします。このとき、国がビールから得られる税収はどのように変化するでしょうか。

問3【買手独占と最低賃金法】

ある地域に、労働者は多数いるのに、労働力の買い手となる企業は1社しか存在しないケースを考えます(この労働力の買い手となる企業をB社とします)。

このような状態を買手独占といいます。買手独占の企業は、労働の価格である1時間あたりの賃金を自由に決定できます。また、個々の労働者には、B社で働くか、それとも家で農業をするかという二つの選択肢があるとします。

この状態を縦軸が価格で横軸が数量の図で表現するとき、下の図のように労働の供給曲線があっても需要曲線はありません。



なぜでしょうか。それは労働を需要する側のB社は、価格を前提として需要量を決めるのではなく、価格を選べるからです。このとき需要曲線の代わりに、図のように限界便益曲線を考えることとなります(便益とは価値を金銭換算したものです)。

このように買手独占のケースでは、市場における自由な取引に任せるよりも、政府が価格規制をしたほうが総余剰は大きくなります。

まず、規制がないときにはどのような価格になり、なぜ総余剰が最大にならないのかを説明しなさい。また、交換の利益を最大限に実現するということを政策目的としたとき、どのような価格規制を設定すれば良いのか、それはなぜかを説明しなさい。

問4【価格設定】

アメリカのニューヨークでは、2013年5月27日から、自転車を共有で利用する制度が始まりました。これは6000台の自転車を市内に330ヶ所ある駐輪場に設置し、どこで借りてどこに返しても良いというサービスです。

1年契約の場合には、年会費として95ドルを支払うことで、1回に45分までの利用であれば1年に何回でも利用できます。それよりも長い時間を使う場合には、30分ごとに追加料金が発生します。

そして1日だけ利用したい場合でも、1日あたり10ドル弱の金額を支払えば、1回に30分までであれば何度でも利用できます。この場合も、それ以上の時間使いたい場合には30分ごとの追加料金が必要です。

この制度の価格設定にはどのような問題点があるのか考えてみましょう。話を単純にするために、まずサービスの内容は変えないこととします。そして1日だけ利用するプランの価格設定に限定して検討することとします。

この1日だけ利用するプランの価格設定に対して、あなたが市の当局者に対して改善策を提案するとしたら、どのような修正が望ましいと考えるでしょうか。そのプランのメリットを説明しなさい。また、あなたの提案するプランに伴い発生すると思われる費用や欠点についても述べなさい。

問5【インセンティブ】

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会は、財政健全化のための報告書をまとめて、2013年5月27日に麻生大臣に提出しました。その中には、医師による処方薬のあり方についての提言も含まれています。

これまで医師に処方された薬を薬局で買う場合には、それが最初に発売された先発薬であっても、特許が切れた後に別の製薬メーカーから発売される後発薬（いわゆるジェネリック）であっても、設定されている価格はジェネリックの方が安いのですが、保険適用の際の自己負担割合は同じでした。そして平成23年9月の調査では、すべての医療用医薬品に占めるジェネリックの割合は、数量ベースで22.8%、金額ベースで8.8%となっています。

これに対して報告書では、保険が負担する金額として、今後は後発薬の場合の負担額を上限とすることが提案されています。つまり、先発薬を服用するのであれば、後発薬との差額が患者の自己負担となります。

先発薬について、このように保険による負担額に上限を設ける制度にはどのような効果があるのでしょうか。医者がどちらの薬を処方しようとするか、患者がどちらの薬を望むか、そして先発薬と後発薬の製薬メーカーの価格設定はどのように変わるかについて、あなたの考えを述べなさい。その際に、少なくとも一回はインセンティブという言葉を使うこと。

注1，先発薬と後発薬は、有効成分は同じですが、医師や患者によっては、先発薬の方が薬の品質が高いと考えているとします。

注2，病院と薬局の経営は完全に分離しているものとします。

注3，後発薬メーカーの薬も、厚生労働省の認可が必要なため、実際には参入規制がありますが、ここでは後発薬については完全競争の前提が満たされていると考えることにします。